

報道機関各位

令和5年(2023年)9月11日(月)10時00分配付

	1			
タイトル	食中毒警報(第12号)の発令について			
配付資料	FAX 送信票			
内容	本日、最高気温が 28°C以上となることが予想されるとともに、気温の高い状態が続く可能性が高いため、岩内保健所(後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室)は、食中毒警報(第 1 2 号)を発令しました。 (資料:警報発令基準①に該当)			
	食中毒警報は、食中毒の発生しやすい気象条件になったときなどに、一般家 庭や食品関係営業者等に対して、食品衛生に関する十分な注意を呼びかけるも のです。			
(目的・趣旨)	& 会口 庄 :	令和5年(2023年)9月11日	(目) 10時00分	
		令和 5 年(2023 年)9 月 13 日	• • •	
	発令区域 岩内保健所(後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室)管内一円 4町村(共和町、岩内町、泊村、神恵内村)			
参考				
	■なし			
報道解禁	□あり	テレビ・ラジオ・インターネット	月日() 時以降	
		新聞	月日()刊以降	
報道(取材)に 当たってのお願い				
他のクラブとの 同時発表	■なし □あり			
担当窓口	後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室生活衛生課 生活衛生課長 菅原 邦人 〒045-0022 北海道岩内郡岩内町字清住252-1 TEL 0135-62-1537 FAX 0135-63-0898			

FAX送信票

食中毒警報発令のお知らせ

令和5年(2023年)9月11日

午前 10 時 00 分

北海道岩内保健所

(北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室)

本日、次のとおり食中毒警報第 12 号を発令したので、食中毒防止の啓発をお願いします。

記

1 食中毒警報の内容

Z 1 3 E IM 3 1 F			
発令番号	第 12 号		
発令日時	令和5年(2023年) 9 月 11 日(月)午前 10 時 00 分 継続時間		
解除予定日時	令和5年(2023年) 9 月 13 日(水)午前 10 時 00 分 48 時間		
発令区域	÷区域 岩内保健所管内(共和町、岩内町、泊村、神恵内村)一円		
発令基準	①		

〇 警報発令基準

- ① 最高気温28℃以上が予想される場合
- ② 前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- ③ 前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- ④ その他警報発令者が特に必要と認める場合

2 食中毒警報の発令時の注意事項

- ① 食品は、冷蔵庫に入れるなど低温で保存すること。
- ② 消費期限を確認し、期限内に消費すること。
- ③ 冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意すること。
- ④ 調理前、食事前、用便後は石けんで手を洗い、消毒すること。
- ⑤ 魚介類などの生鮮食品は、できるだけ早く調理し、早めに食べること。
- ⑥ 加熱調理する食品は、中心部までしっかり加熱すること。
- ⑦ 調理を中断するときは、室温に放置せず、冷蔵庫に入れること。
- ⑧ ふきんやまな板等の調理器具は、よく洗って乾燥させること。
- ⑨ 調理場は整理整頓し、常に清潔な状態にすること。
- ⑩ 食品に少しでも異変や不安を感じたら、食べずに捨てること。

お問合せ先:生活衛生課主査(食品保健)

TEL: 0135-62-1537 FAX: 0135-63-0898